

いじめ防止基本方針

利府町立利府西中学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

利府西中学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針・宮城県いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（いじめ防止対策推進法第2条）

3 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- ・いじめは、人間として決して許されない行為という強い認識に立つ。
- ・いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- ・いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方、しいては学校の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題です。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しています。
- ・いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題です。

II 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことです。全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

生徒に集団の一員として自覚や自信を育て、お互いを認め合える人間関係をつくる出すために以下のことを実践します。

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させます。
- ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・学校教育の全領域で、ものごとに挑戦したり、相互に認められたりする場面を設定し、生徒の自己肯定感を高め、自尊感情を育みます。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止します。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てます。
- ・子どもたちの実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施します。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止します。

○体験教育の充実

- ・生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する場面を設定します。

- ・ボランティア体験や農業体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れます。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、班活動や縦割り活動、小中連携等の他者と関わる機会や社会体験を積極的に取り入れます。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者会の開催、自由参観、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行います。

- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。

III 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められます。そのために、日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。また、定期的にアンケートの調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え実態把握に努め、全教職員で情報を共有し、保護者とも連携して取り組みます。そのために、以下のことを実践していきます。

○日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけるとともに、学級担任・教科担任・部活動顧問等の連携を密にし、いじめの早期発見を図ります。

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指します。

- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用します。

- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをします。

○観察の視点

- ・生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施します。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努めます。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたるよう助言します。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と生徒の信頼関係を形成します。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と効果的に連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定します。
- ・2学期には三者懇談を実施し、学校のいじめ等に関する指導を啓発するとともに、保護者の考えや思いを知る機会とします。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、月1回実施します。

○保護者からの相談

- ・学級担任、学年主任やスクールカウンセラーが連携を密にして保護者の相談に当たります。

IV 早期対応の在り方

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導します。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たります。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握します。

○指導体制，方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り，指導のねらいを明確にします。
- ・指導体制を整え，対応する教職員の役割分担をします。
- ・学期1回定期的にいじめ等対策委員会を開催し，情報の共有に努め，いじめに対する早期対応を検討します。
- ・教育委員会，関係機関（町子供福祉課・警察・県中央児童相談所等）との連絡調整を行います。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護，心配や不安を取り除くよう最大限の努力をします。
- ・いじめた子どもに対して，相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに，「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせます。

○直接会って保護者と連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明します。
- ・保護者の協力を求め，学校との指導連携について協議します。

○今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行います。
- ・スクールカウンセラー等を活用し，子どもの心のケアをはかります。
- ・心の教育の充実意を図り，誰もが大切にされる学級運営を行います。

○相談体制の充実

- ・学校だけでは解決困難な事案に対して専門機関や相談窓口を活用します。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・子ども理解に関する研修，指導援助に関する研修を実施します。
- ・各分掌の役割を明確化し，日常的な取組を実施します。

V ネットいじめ対応について

インターネットやソーシャルネットワークワーキングサービス等の特殊性による危険や事故について最新の動向を把握し，情報モラル教育を実施するとともに生徒，保護者への啓発に努めます。

○保護者への啓発

- ・子どもたちを守るためにネット利用のルールづくりを各家庭で検討するを呼びかけを

おこないます。

- ・IT機器利用による新たな犯罪やいじめが起きていることを認識します。
- ・インターネットやソーシャルネットワークワーキングサービスの特殊性を踏まえた情報モラルに関する指導をします。

○関係機関との連携

- ・被害の拡大を防止するために、専門機関（塩竈警察署生活安全課，県警察サイバー犯罪対策課等）と連携します。

○教師の研修

- ・ITの世界は日々進化している。それに対応するために継続した教師研修を計画的に行います。

VI いじめ対策の校内組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、その組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 いじめ対策委員会の構成員

校長，教頭，生徒指導主事，いじめ不登校担当，学年主任，養護教諭その他校長が必要と認める者（各学年生徒指導担当，保健主事，スクールカウンセラー等，担任，部活顧問）とします。

2 いじめ対策委員会の役割

未然防止，早期発見，早期対応のための取組，資料提示・集約分析等，地域連携を行う。

3 いじめ対策委員会は，週に1度の主任者会の中に位置づけ開催する。

具体的ないじめ案件を指導する場合は，上記の構成員のもと随時行うものとする。

4 いじめ対策委員会は，いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保と資質の向上のため研修会等を企画・実施する。

VII 取り組み内容の検証と見直し

1 学校評価の項目にいじめ問題を取り上げいじめ問題の早期発見に関する取り組み，再発防止のための取り組み等を評価する。

2 年間計画で決めた期間の終わりには，「取り組み評価アンケート」等を実施し，その結果を踏まえて取り組みが適切に行われているかどうかを検証し見直しする。